

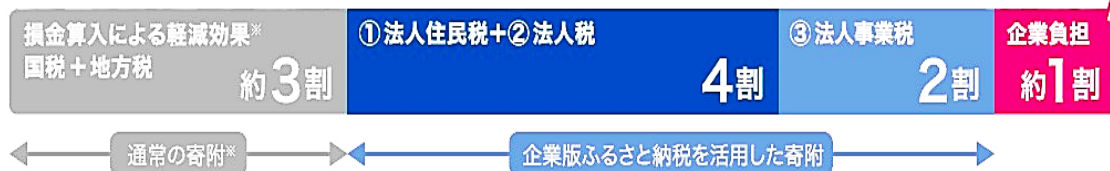
吹田市企業版ふるさと納税制度のご案内

吹田市では、企業版ふるさと納税制度を活用し、地方創生の取組を応援していただける企業の皆様を募集しています。

概要

企業版ふるさと納税制度は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される仕組みです。損金算入措置による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減されます。

軽減効果最大
約9割に!



※企業が地方公共団体に寄附した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割(法人実効税率)相当額の税の軽減効果があります。

税目ごとの 特例措置

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

企業にとってのメリット

- ◆社会貢献に取り組む企業としてのPR効果（SDGsの達成など）
※寄附いただいた企業のお名前等を市ホームページ等で公表させていただきます。
（公表・非公表はお選びいただけます。）
- ◆地方公共団体との新たなパートナーシップの構築
- ◆地域資源などを活かした新事業展開

制度活用にあたっての留意事項

- ・1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- ・本社が吹田市外に所在する法人が対象となります。
（この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。）
- ・外国法人含め、青色申告書を提出している法人が対象となります。
- ・寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

寄附の対象となる事業

吹田市では、令和2年（2020年）11月6日付けで「吹田市まち・ひと・しごと創生推進計画」が国の認定を受けました。

「吹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に紐づく以下の4事業に関連する事業・取組が寄附の対象となります。

	事業名	具体的な事業例
1	企業が成長し、地域経済に元気をもたらすまちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 健康・医療産業の創出 地域経済活性化につながる企業誘致 創業・第二創業の促進 商店街等の活性化 等
2	「住む」「楽しむ」新たな魅力が見つかるまちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> シティプロモーションによる効果的な情報発信 安全・快適な道路環境の整備 等
3	就職・子育ての希望がかない、未来を担う人材が育つまちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 若者と市内企業のマッチング 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 吹田版ネウボラの整備 健やかに安心して学べる教育環境の充実 等
4	誰もが安心して暮らせる「幸齢社会」が実現するまちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 「生涯活躍のまち」（健都版 CCRC）の取組 「地域包括ケアシステム」の構築 災害に強いまちづくり 持続可能な都市経営の推進 等

寄附の流れ

1 寄附の申出（随時受付）

「吹田市を応援したい」という企業の皆様は、まずは行政経営部企画財政室まで御相談ください。御意向に沿う事業と一緒に検討いたします。

寄附事業の決定後、「寄附申出書」（市ホームページでダウンロードしていただけます。）を郵送又は電子メールにて御提出ください。

2 寄附金の納付

「寄附申出書」を受領後、吹田市より納入通知書を送付いたしますので、寄附金の納付をお願いいたします。

3 受領証の交付

入金確認後、「受領証」を郵送いたします。

「受領証」は税額控除の申告を行う際に必要となりますので、大切に保管してください。

4 税の申告手続き

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用を「受領証」に基づき申告し、税額控除を受けてください。

■お問合せ先・提出先■

吹田市 行政経営部 企画財政室

〒564-8550（郵便番号と宛名のみで届きます。）

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号（本庁舎高層棟5階）

電話番号：06-6384-1632（直通）FAX：06-6368-7343

メールアドレス：kikakubu@city.suita.osaka.jp